

# 高額医療・高額介護合算療養費の受付が始まります

## ■高額医療・高額介護合算療養費制度とは

世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担（※）を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

医療保険または介護保険の自己負担額のどちらかが0円だった場合は、支給されません。

※入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。

## ■医療と介護を合算した場合の限度額は

世帯の所得によって限度額が異なります。

平成22年度は、平成21年8月～平成22年7月までの12か月間に負担した金額の限度額を超えた分を支給します。

ただし、限度額を超えた金額が、500円未満の場合は、支給されません。

(表1)

所得区分		75歳以上及び65歳以上 で一定の障害があり後 期高齢者医療加入者	75歳未満（国保）	
			70～74歳 がいる世帯	70歳未満 がいる世帯
現役並み所得者 (70歳未満：上位所得者)		67万円	67万円	126万円
一般 (住民税課税世帯)		56万円	56万円	67万円
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	31万円	31万円	34万円
	区分Ⅰ	19万円	19万円	

現役並み所得者（70歳以上）・・・同一世帯に課税所得145万円以上の所得がある世帯

上位所得者（70歳未満）・・・基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯

一般・・・現役並み所得者、区分Ⅰ、区分Ⅱ以外の人

区分Ⅱ・・・同一世帯全員が住民税非課税の人（区分Ⅰ以外の人）

区分Ⅰ・・・同一世帯の全員が住民税非課税で、その他の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

## ■申請手続きと留意点

国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者で、支給の対象となる人には、年内に個別にお知らせする予定です。お知らせが届いたら申請してください。

なお申請先は、7月31日時点の加入保険者です。

### ◆他の医療保険（協会けんぽ・健保組合・共済等の職場の保険）加入者の申請について

まず介護保険の「自己負担額証明書」の交付申請を行ってください。「自己負担額証明書」は発行までに約1か月かかります。広域連合及び福祉課高齢福祉係（三日月庁舎）で受付しています。

詳しくは、加入保険者へお問合せください。

◆申請窓口

小城市役所 国保年金課（小城庁舎）

◆持参するもの

申請書（自己負担額証明書が必要な人は自己負担額証明書も）、健康保険証  
介護保険被保険者証、印鑑、本人名義の通帳（国保の方は、世帯主の通帳）

【問合せ】

【医療保険に関する件】

小城市役所 国保年金課（小城庁舎）

☎73-8802

佐賀県後期高齢者医療広域連合

☎64-8476

【介護保険に関する件】

小城市役所 福祉課高齢福祉係（三日月庁舎）

☎73-8820

佐賀中部広域連合 給付課

☎40-1134

# 入院する時は「限度額適用認定証」の交付を受けましょう！



「限度額適用認定証」の交付を受けていれば、入院時の窓口負担が、自己負担額までになります。

70歳未満の方の自己負担額

区分	判定区分	過去12か月の高額該当3回目まで	4回目以降
上位所得者 ※1	A	150,000円 (医療費が500,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	83,400円
一般	B	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	44,400円
住民税非課税世帯	C	35,400円	24,600円

①外来の場合は、自己負担限度額を超えた分もいったん支払い、超えた分は申請により払い戻しを受けられます。（高額療養費に該当の場合は、診療月の約2か月後に申請書をお送りします。）

②同じ世帯で、同じ月に21,000円以上の窓口負担が2つ以上ある場合は、それらを合算して自己負担限度額を超えた分は申請により払い戻しを受けられます。（同上）

※1 上位所得者…基礎控除後の総所得金額等が600万を超える世帯にあたります。

・入院時の食事代や差額ベッド代などは高額療養費の対象にならないため、80万円には含まれていません。

例えばこんな場合 小城市の国民健康保険に加入する50歳のAさん（所得区分：一般）が入院し、1か月間の医療費総額が80万円だった場合

Aさんの自己負担限度額  $80,100円 + (800,000円 - 267,000円) \times 1\% = 85,430円$

●「限度額適用認定証」の交付を受けていないと……

入院	退院	医療機関の窓口で支払うお金（医療費の3割を負担） 800,000円 × 3割 = 240,000円（+入院時の食事代など） 窓口負担が自己負担限度額を超えた時は、小城市に高額療養費を申請すれば超えた部分は払い戻しを受けられます。	高額療養費を申請	払い戻されるお金（高額療養費） 窓口負担額 - 自己負担限度額 = 240,000円 - 85,430円 = 154,570円

《注意》 国民健康保険税を滞納されている世帯には、この制度が利用できません。

◆限度額認定書の申請方法

各庁舎の総合窓口へ印かんをお持ちのうえ、申請してください。認定証の発効は申請月の1日からです。

【問合せ】 国保年金課（小城庁舎） 担当 坂田・高塚 ☎73-8802